



佐賀県食の安全・安心推進基本計画

佐賀県食の安全・安心推進基本計画



みんなで取り組む、
食の安全・安心

佐賀県 暮らし環境本部 暮らしの安全安心課
 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
 電話:0952-25-7096 ファックス:0952-25-7327
 メールアドレス:kurashianzen@pref.saga.lg.jp

佐賀県 食の安全安心情報

Copyright © 2015 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

平成27年3月

 **佐賀県**
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

佐賀県

もくじ

第1章 佐賀県食の安全・安心推進基本計画について 1

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	基本理念	2
5	関係者の責務と役割	2
6	計画の推進と進行管理	3

第2章 施策の基本方針 4

1	生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保	6
2	食品等に対する県民の信頼の確保	22
3	食の安全・安心の確保に向けた体制整備等	35

第3章 資料編 40

●	佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例	41
●	佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則	49
●	食品の原産地に関する情報提供基準	53
●	用語解説	55
●	関係機関一覧	63

1 計画策定の趣旨

佐賀県では、平成16年1月に制定した「佐賀県食品安全憲章」に基づき、生産者、食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの役割を果たす県民協働のもと、県内で生産・加工・販売・消費される食品の安全性を確保し、表示の適正化を進めるとともに、食育や地産地消を推進するなどの取組を行ってきました。

近年、消費者の食に対する関心は、食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まりなどを背景として、ますます高まりを見せている状況にあり、最近、ホテル、レストラン等におけるメニューの不適正表示をはじめ、冷凍食品への農薬混入事件など食品の安全・安心を脅かし、その信頼性を揺るがす事件が相次いで発生していることから、一層の食の安全・安心の確保に向けた取組が求められています。

このような状況のなか、県議会において食の安全・安心の確保に関する条例についての検討がなされ、議員提案により「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」（平成26年3月20日公布）が制定されました。

県では、本条例の規定を受け、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画を定めることとしました。

**佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例における
「基本計画」に関する規定**

（基本計画）

第8条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

2 計画の位置づけ

この計画は、同条例第8条に基づき、本県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方針や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものです。

策定に当たっては、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるため「佐賀県食品安全推進会議（平成15年設置）」の意見を聴くとともに、パブリックコメント（県民意見提出手続）を実施することとしています。

なお、平成15年度に制定した「佐賀県食品安全憲章」は、この「基本計画」へ発展的に引き継がれることとなります。

関連する計画

- ・「佐賀県総合計画2011」（平成23年度～26年度）
- ・「佐賀県食品衛生監視指導計画」（毎年度）
- ・「佐賀県「食」と「農」の振興計画2011」（平成23年度～10年程度）

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより検討が必要な場合には、「佐賀県食品安全推進会議」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

4 基本理念

食の安全・安心の確保のための基本理念は以下のとおりです。（第3条）

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 2 科学的知見に基づいて、県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- 3 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすこと
- 4 生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられること
- 5 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれ相互理解を深め、連携協力を図ること

5 関係者の責務と役割

関係者が果たす責務と役割は以下のとおりです。（第4条～第6条）

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する。

(2) 生産者及び食品関連事業者の責務

- 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に行う。
- その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行う。
- 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努める。

(3) 県民の役割

- 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努め、県や生産者及び食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす。
- 自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努める。

6 計画の推進と進行管理

- (1) 全庁的な取組の推進を目的として設置した「食の安全安心庁内連絡会議（平成14年度設置）」が関連施策の企画及び総合調整並びに進行管理を行い、基本計画の実施を推進します。
- (2) 施策の実施状況については、条例第9条に基づき、毎年度県議会及び佐賀県食品安全推進会議に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。

1 生産から消費に至る各段階での食品の安全性の確保 6

生産段階での食品の安全性の確保

- (1) 安全・安心な農産物の生産、供給 6
 - ① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底
 - ② 農業生産工程管理（GAP）の取組の推進
- (2) 安全・安心な畜産物の生産、供給 8
 - ① 動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底
 - ② 家畜伝染病対策の実施
- (3) 安全・安心な水産物の生産、供給 10
 - ① 水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進
 - ② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施
- (4) トレーサビリティ制度の取組の促進 11
 - ① 牛トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導
 - ② 米トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導
- (5) 環境への配慮 13
 - ① 環境保全型農業の推進
 - ② 養殖漁場における環境保全の推進

製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保

- (6) 食品関連事業者等における自主管理の推進 14
- (7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備 15
- (8) 食品等の安全性の確保に向けた調査研究の推進 20

消費段階での食品の安全性の確保

- (9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応 21

2 食品等に対する県民の信頼の確保	22
(1) 適正な食品表示の推進	22
① 食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進	
② 監視・指導、検査体制の整備	
(2) 原産地に関する情報提供の充実	25
(3) 自主回収の報告制度	27
(4) 食の安全・安心に関する情報の発信と共有	29
① 情報の収集と提供	
② リスクコミュニケーションの推進	
③ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成	
(5) 食育の推進を通じた取組	32
(6) 地産地消の推進を通じた取組	34
3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等	35
(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備	35
(2) 県民意見の反映	37
① 県民からの施策の提案制度	
② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営	
(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携	38

1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保

（生産者及び食品関連事業者の取組等）

第19条 生産者は、農林水産物の安全性を確保するため、関係法令を遵守して農林水産物の生産を行うことはもとより、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

3 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、農林水産物の生産又は食品等の供給に係る活動に関する記録の作成及び保存に努めるものとする。

4 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めるものとする。

（監視及び検査体制の整備）

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

（自主的な活動への支援）

第15条 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を講ずるものとする。

生産段階での食品の安全性の確保

(1) 安全・安心な農産物の生産、供給

【園芸課、農産課、林業課】

消費者に信頼される安全・安心な農産物を生産・供給するため、農薬や化学肥料の適正使用を徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP※）の取組を推進します。

① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底

○ 現状と課題

- ・農薬取締法※に基づき、農薬販売者や農業者等への立入調査を実施し、農薬の保管・適正販売及び適正使用の指導を行っています。
- ・肥料取締法※に基づき、肥料の登録、届出等の審査や立入検査を実施し、適正な肥料生産、販売がなされるよう指導しています。
- ・農薬が適切に使用されているかを確認するための農薬分析調査を実施し、その結果に基づき、農家に対する農薬の適正使用の徹底に取り組んでいます。
- ・農産物の生産段階における安全性を確保するため、農薬や化学肥料が適正に使用されるよう、市町や農業団体等と一体となって生産者に対する指導、啓発、情報提供を行っています。

- ・また、市町、農協等の指導者を対象に、農薬や肥料の適正使用の徹底を図るための研修会を開催するなどして、指導者の資質の向上に努めています。
- ・これまでの取組により、農家の農薬や肥料の適正使用に対する意識が高まってきており、今後とも継続した取組が必要です。



＜農薬適正使用研修会の開催＞



＜農薬適正使用パンフレットの全農家への配布＞

○ 取組の方向

- ・引き続き、研修会や情報提供等を通して、農薬や肥料の適正使用の啓発及び指導を徹底していきます。

事業名：農薬危害防止対策事業、肥料検査指導事業、農薬安全使用推進活動事業

② 農業生産工程管理（GAP）の取組の推進

○ 現状と課題

- ・農業者による栽培履歴の記帳や農薬の適正使用を徹底するとともに、播種から収穫、出荷までのそれぞれの段階で安全性などをチェックするGAP（農業生産工程管理）の取組を推進しています。
- ・今後ともGAPの取組を推進し、生産段階におけるリスクの低減を図ることで、県産農作物の消費者の信頼をより一層確保していく必要があります。

○ 取組の方向

- ・GAPの取組拡大に向けた啓発活動に取り組みます。
- ・生産組織単位（JAの各部会等）でのGAPの取組拡大に取り組みます。

事業名：GAP普及啓発推進事業

参考となる主な指標

- ・農薬適正使用研修会（指導者対象）参加者数 490人（平成25年度 延べ人数）
- ・GAPに取り組む組織数（生産部会等） 36組織（平成26年3月）

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産・供給するため、動物用医薬品※、飼料及び飼料添加物※の適正使用とその使用履歴の記帳や、家畜伝染病対策を推進します。

① 動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底

○ 現状と課題

- ・消費者へ安全・安心な畜産物を安定供給するためには、家畜の適正な飼養管理はもとより、動物用医薬品のほか、飼料及び飼料添加物の適正使用を行う必要があります。
- ・県では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律※に基づき、各家畜保健衛生所の職員を「薬事監視員」として配置し、動物用医薬品販売業者や畜産農家等に対して立入調査を実施するとともに、動物用医薬品の保管や適正販売、適正使用の指導を実施しています。
- ・また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律※に基づき、畜産農家は投与した飼料及び飼料添加物使用履歴の記帳に努める必要がありますので、農業団体等と連携し立入調査やリーフレット配布等により記帳の徹底を指導しています。
- ・こうした取組を進めてきた中で、県内では、近年、動物用医薬品や飼料、飼料添加物の使用において、不適正な事例は確認されていません。



<立入調査・指導>

○ 取組の方向

- ・家畜の飼養時に投与される動物用医薬品、飼料及び飼料添加物について、関係者が連携しながら適正使用を推進します。
- ・万が一不適正な使用により問題が確認された場合には、その原因の特定及び当該動物用医薬品等の流通防止措置を迅速に行う必要があることから、日頃からの動物用医薬品や給与飼料等の使用履歴の記帳を推進します。

事業名：一般衛生指導事業（動物用医薬品販売業者の調査・指導、獣医師の調査・指導）、飼料生産流通対策事業（飼料製造業・販売者の調査・指導、畜産農家の調査・指導）

② 家畜伝染病対策の実施

○ 現状と課題

- ・消費者へ安全・安心な畜産物を安定的に供給するためには、健康な家畜の生産が基本となっています。
- ・近年、宮崎県において口蹄疫が大発生するとともに、西日本を中心に高病原性鳥インフルエンザが発生し、家畜の安定的な生産と畜産物の供給に大きな影響を与えたところです。
- ・こうした中、本県でも平成27年1月17日に高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、発生農場で飼養されていた鶏の殺処分や消毒などの防疫措置を行いました。
- ・引き続き、畜産農家へ注意喚起するとともに、万一の発生に備え防疫体制の整備に努めていく必要があります。

○ 取組の方向

- ・ 畜産農家に対して、家畜伝染病予防法※に基づく「飼養衛生管理基準※」を遵守し、防疫対策が徹底されるよう指導を一層強化するとともに、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス等を実施して家畜伝染病等の発生予防に努めていきます。
- ・ 家畜伝染病の発生予防のための立入調査及び各種検査等を実施するとともに、家畜疾病の原因究明のための病性鑑定を行い、病気の発生予防のための適切な指導を行うことにより、生産段階での安全・安心な畜産物の生産に努めていきます。



<家畜保健衛生所による家畜疾病の病性鑑定>

- ・ また、日頃から防疫演習の実施や防疫資材の備蓄を行うなどして、万一、口蹄疫等が発生した場合に備えた防疫体制の整備や、関係機関・団体等との連携・強化を継続的に推進します。

事業名：衛生推進対策事業（飼養衛生管理の改善・向上の指導、危機管理体制の整備）、家畜防疫対策事業（家畜伝染病発生予防のための各種検査等の実施、口蹄疫等の発生に備えた防疫体制の整備）、病性鑑定事業（家畜伝染病及び家畜伝染性疾患の早期発見・診断）、死亡牛BSE検査対策事業（BSE検査）

参考となる主な指標

- ・ 飼料安全性立入検査実施件数 130件（平成25年度）
- ・ 畜産農家等への「飼料及び飼料添加物適正使用パンフレット」配布 1,800部（平成25年度）
- ・ 畜産農家立入状況 2,078戸（平成25年度）

消費者に信頼される安全・安心な水産物を生産・供給することは生産者の責務であり、これまで実施してきた養殖魚介類を対象とした医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳を推進します。

また、貝毒※については、原因プランクトンの発生状況や貝類の毒化状況についての調査を実施し、必要に応じて関係漁協に出荷自主規制措置を要請する等、貝毒による食中毒の防止に努めます。

① 水産用医薬品※の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進

○ 現状と課題

- ・ 県では、魚介類養殖業者、関係漁協職員を対象に、講習会や現地指導を実施し、水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴を記録した養殖日誌の記帳を推進しています。
- ・ また、漁協が回収した養殖日誌をチェックし、記帳方法及び保管を個別指導しています。

○ 取組の方向

- ・ 引き続き講習会や現地指導を実施し、養殖水産物の安全性の確保に努めていきます。

事業名：養殖衛生管理体制整備事業（玄海水産振興センター）、
内水面漁業振興対策事業（有明水産振興センター）



＜現地指導の様子＞

② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施

○ 現状と課題

- ・ 県では、佐賀県貝毒対策実施要領に基づき、玄海、有明海において貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を監視するとともに、二枚貝の毒化状況を調査することで、毒化した二枚貝の流通防止を図っています。



＜貝毒原因プランクトンの一例＞

○ 取組の方向

- ・ 引き続きモニタリング調査を実施し、二枚貝の安全性の確保に努めていきます。

事業名：赤潮貝毒監視事業（貝毒発生監視調査：玄海水産振興センター、
有明水産振興センター）

参考となる主な指標

- ・ 養殖衛生管理指導を実施した経営体数 49経営体（平成25年度）
- ・ 貝毒発生監視調査を実施した検体数 64検体（平成25年度）

牛肉や米について、各トレーサビリティ法（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」）に基づく制度の適切な運用のための支援・指導を実施します。

① 牛トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導

○ 現状と課題

- ・牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）が平成15年6月に制定され、生産段階は平成15年12月から、流通段階は平成16年12月から施行されています。
- ・牛トレーサビリティ制度については、国が生産（輸入牛については輸入後）から食肉処理、流通販売までの履歴情報を一元管理し、それらの情報を正確に伝達することで、牛肉の安全性に対する信頼性の確保、BSE※のまん延防止のための措置が的確に実施されています。
- ・県では、牛の生産段階における個体識別耳標の管理などについて支援を行うとともに制度の適切な運用のために、農家巡回時などを利用して耳標の装着や牛の出生、移動の早急な報告等について指導しています。また、制度上、不適切な事案が発生している場合には、国と情報共有し適切な指導を行うこととしています。



＜個体識別耳標を装着した牛＞
（農林水産省のパフレットより）



＜個体識別耳標＞
（家畜改良事業団のHPより）

○ 取組の方向

- 牛肉の安全性に対する信頼確保に向けて、引き続き国と連携しながら、
- ・耳標の管理替えの手続き
 - ・農家での耳標の装着や適切な報告等の指導
 - ・不適切な事案が発生している場合には、農家等への指導
- などについて支援を行います。

事業名：特になし

② 米トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導

○ 現状と課題

- ・県では、米トレーサビリティ法（米穀の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が制定（平成21年4月）されたことから、国（九州農政局佐賀地域センター）と連携し、県内の米生産者、食品衛生責任者、米穀販売店等の米関係事業者を対象とした説明会の開催や、県広報誌や県広報TV番組を活用するなどして、制度の普及・啓発を行っています。
- ・外食産業における一般消費者への産地情報の伝達が適切に行われるよう、産地情報を伝達するためのPOP※を作成し、県内飲食店等へ配布するとともに、国と連携して、定期的に巡回立入調査を行っています。



＜県内飲食店等へ配布しているPOP（さがびより）＞

- ・外部からの情報提供などにより、義務違反の疑いが生じた場合、国やJAS法所管課とともに立入検査を実施し、必要に応じて指導を行っています。
- ・普及・啓発と併せて、米トレーサビリティ法遵守の実態を把握するため、平成24年度及び25年度に、飲食店等を対象にアンケート調査を実施しました。法施行（平成22年10月：取引記録の作成・保存、平成23年7月：産地情報の伝達）から日が浅く、一部の店舗等において制度の周知が十分に行き届いていないこともあり、今後も継続的な普及・啓発活動が必要です。

○ 取組の方向

- ・今後も引き続き、制度の普及・啓発に取り組むとともに、法の遵守のための巡回立入調査や指導を徹底します。

事業名：米適正流通・消費拡大推進事業

(5) 環境への配慮

【園芸課、畜産課、水産課】

(環境への配慮)

第7条 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たり、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するものとする。

農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するため、農薬や化学肥料の使用を低減した生産方式の導入促進や、養殖漁場の環境保全に努めるなど、持続性の高い環境にやさしい農林水産業の推進を図ります。

① 環境保全型農業※の推進

○ 現状と課題

- ・環境保全型農業の取組拡大を図るため、地域ぐるみや生産部会などの集団的な取組を推進しています。
- ・収量や品質を維持しつつ、化学肥料、化学合成農薬を削減できる技術の開発・普及を行っています。
- ・農業従事者の減少や高齢化の進行などに伴い、エコファーマー※の認定数は減少傾向にあります。

○ 取組の方向

- ・化学肥料や化学合成農薬の使用を削減した環境保全型農業への取組が拡大し、環境負荷が低減され、持続可能な農業を推進します。

事業名：有機農業等環境保全向上対策事業（環境保全型農業直接支援対策事業に要する経費、推進費等）

② 養殖漁場における環境保全の推進

○ 現状と課題

県では、定期的に養殖漁場環境調査を行い、漁場環境のモニタリングを行うとともに、関係機関に情報を提供することで、養殖漁場環境の保全と養殖漁家の安定生産を図ります。また、持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁協が作成する漁場改善計画の指導を行います。



<環境調査の様子>

○ 取組の方向

- ・引き続き調査や現地指導を実施し、持続的な生産が可能な養殖漁場の保全に努めていきます。

事業名：漁場環境監視等強化対策事業（玄海地区魚介類養殖漁場：玄海水産振興センター）
ノリ養殖環境モニタリング調査(有明海地区ノリ養殖漁場：有明水産振興センター)等

参考となる主な指標

- ・エコファーマー認定数 4,682戸（平成25年度 実認定戸数）
- ・漁場改善計画の参加者数 967人（平成25年度）

(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進

【生活衛生課】

(自主的な活動への支援)

第15条 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を講ずるものとする。

(生産者及び食品関連事業者の取組等)

第19条 2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

食品関連事業者は、食品衛生の確保及び向上を重要な責務として認識し、自主的な衛生管理の徹底を進めていくことが重要です。県は、それらの取組が推進されていくよう適切な助言や指導を行っていきます。

○ 現状と課題

食品関連事業者は関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めることとされており、県内の食品関連事業者が、これらの取組を積極的に実施するよう支援していくことが必要です。

○ 取組の方向

食品関連事業者などを対象に、自主衛生管理の必要性や方法について、図表などを用い、解りやすい講習会を実施します。また、(公社)日本食品衛生協会が進める食品衛生指導員制度を推進し、連携を図りながら、県内の指導員の育成・教育に必要な支援を行っていきます。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業、食品衛生協会補助事業

参考となる主な指標

- ・食品衛生関係講習会等受講者数 13,760人(平成25年度)
- ・食品衛生指導員数 341人(平成25年度)

(監視及び検査体制の整備)

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

食の安全確保をより一層推進するため、毎年度「佐賀県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設の監視指導や抜き取り検査による流通する違反食品の排除などを計画的に実施していきます。

○ 現状と課題

毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、食品の製造・加工・流通の各段階における監視・指導及び食品検査を実施しています。

○ 取組の方向

近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮して、重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）や食品検査の対象食品や検査項目などを毎年度「食品衛生監視指導計画」として定め、関係機関と連携し、計画に基づいた効果的かつ効率的な監視・指導、食品検査を実施します。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業、食品衛生協会補助事業、食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業、食肉衛生検査所運営事業、牛海綿状脳症検査事業

参考となる主な指標

- ・食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数 1,156検体（平成25年度）
- ・食品衛生監視員※数 60人（平成25年度）

※佐賀県食品衛生監視指導計画

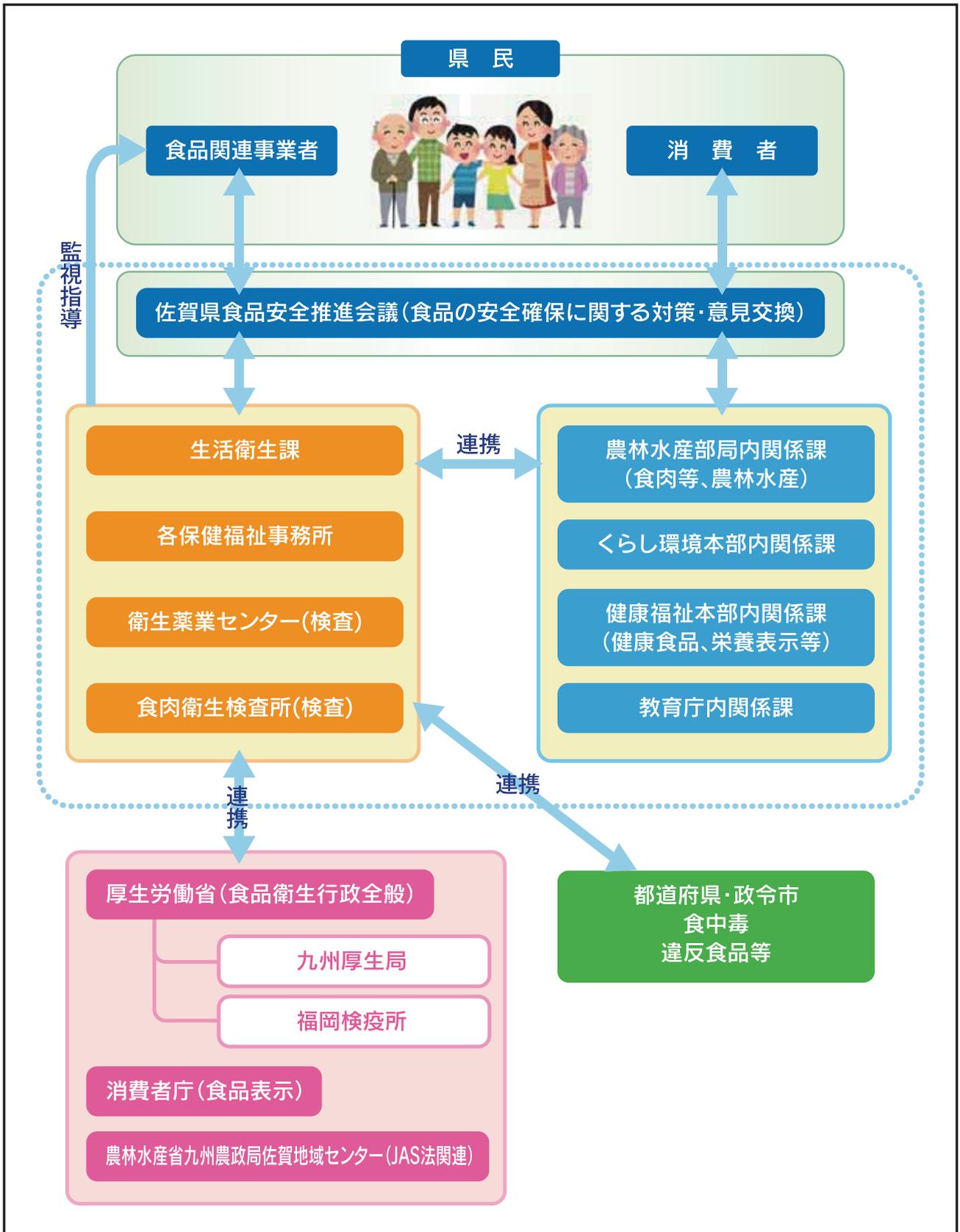
佐賀県では、食品衛生法※（昭和22年法律第233号）第24条の規定及び国が定める「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、毎年度、佐賀県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、食品関係施設等に対する衛生確保、と畜場法※（昭和28年法律第114号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律※（平成2年法律第70号）に定める食肉処理・食鳥処理の衛生確保について、本計画により実施し、県民の食の安全と安心の確保に取り組んでいます。

監視指導等の実施機関とその主な役割

健康福祉本部 生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品衛生監視指導計画及び佐賀県で実施する食品衛生施策の策定及び公表 ● 県民への食品衛生に関する情報の提供 ● 食品等事業者の自主管理推進等のための研修及び情報の提供 ● 食品衛生検査施設の信頼性確保 ● 行政処分等の公表 ● 国、県庁内関係部局及び他の都道府県等との連絡調整
保健福祉事務所 (県内5事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 法及び食品衛生条例に基づく営業施設等に関する監視指導 ● 違反食品、苦情食品等に関する調査 ● 食品衛生に関する相談の受付及び調査 ● 食中毒（疑いを含む）に係る調査 ● 検査に係る試験品の収去※ ● 食品等事業者・消費者への衛生講習会の実施及び食品衛生に関する情報の提供 ● 食品等事業者の自主管理推進のための指導
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ● と畜場の監視指導 ● 伝達性海綿状脳症（TSE）※ 対策 ● 食鳥処理場の監視指導

試験検査実施機関の体制等

保健福祉事務所 (県内5事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 収去及び食中毒（疑いを含む）調査に係る試験品の採取及び衛生薬業センター等への搬入 ● 違反食品、苦情食品等に係る試験品の簡易検査
衛生薬業センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 収去試験品の検査（細菌、有害物質、残留農薬※、食品添加物※等） ● 違反食品、苦情食品及び食中毒（疑いを含む）等に係る試験品の検査
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ● と畜場法に基づくと畜検査 ● 伝達性海綿状脳症（TSE）検査
(公財)佐賀県 食鳥肉衛生協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 食鳥検査法に基づく食鳥検査



重点監視事項

近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品の特性や食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮して重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）を定め、計画に基づいて効果的な監視指導を実施しています。

平成26年度監視指導計画における重点監視事項

- 食中毒予防に係る事項
 - ・魚介類等の寄生虫による食中毒の防止
 - ・腸管出血性大腸菌（0157等）及びカンピロバクターによる食中毒の防止
 - ・ノロウイルスによる食中毒の防止
 - ・規格基準が設定された生食用食肉（牛の肉）等による食中毒の防止
 - ・フグによる食中毒の防止
- 大量調理施設（集団給食施設等）の衛生管理に係る事項
- 食品中の放射性物質に係る事項
- 健康被害に繋がる食品表示に係る事項

立入検査実施計画

食品関係施設への立入検査に当たっては、健康危害発生リスク、営業の特殊性及び流通の広域性等を考慮し過去の違反事例等を勘案し、重点的な監視を実施する業種等を選定のうえ、次のとおり5つのランクに分類し監視指導を行うものとします。

分類	立入頻度	考え方	代表的な対象施設
A	1年に2回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に食中毒を起こした施設 ・特に監視指導が必要と認める施設 	
B	1年に1回以上	食中毒の発生頻度が高い又は食中毒発生時多数の患者が予想される業種	飲食店（仕出し屋・弁当屋、旅館）、給食施設（学校、病院・診療所）、魚介類販売業（容器包装魚介類を除く）など
C	2年に1回以上	食中毒の発生頻度が中程度又は広域流通食品を取り扱う業種	飲食店（一般食堂・レストラン等、その他）、魚介類販売業（容器包装魚介類）など
D	3年に1回以上	食中毒の発生頻度が低い業種で他の食品危害が少ない業種	喫茶店営業（自販機を除く）、食品製造業など
E	必要に応じて	食中毒の発生頻度が特に低い業種	食品販売業など



＜スーパーでの監視指導＞



＜食品関連施設における衛生指導＞

食品検査

食品検査については、国内の違反状況、輸入食品等の違反状況及び県内食品等製造品の安全性確保等を勘案し、効率よく試験検査を実施します。

また、輸入加工食品による残留農薬※問題が発生していることから、九州各県等と検査情報の共有に努めます。

重篤な健康被害を及ぼす恐れがあるアレルギー物質については、製品の製造過程において誤って混入されていないかなど検査を実施します。

TSE（伝達性海綿状脳症）検査については、国の基準に沿って検査を実施します。また、飼料規制や特定危険部位の除去については、引き続き適正に行っていきます。

平成26年度監視指導計画における食品検査計画

検査品目 (食品分類)	収去予定 検体数	検査予定項目（検体数）						検査 検体数 (延)
		微生物	残留動物 用医薬品	残留農薬	添加物等	アレルギー 物質	その他	
魚介類	65	57	56	0	0	0	0	113
冷凍食品	20	60	0	0	0	0	0	60
魚介類加工品	29	23	0	0	52	0	0	75
肉卵類加工品	131	51	170		50			271
乳等	23	27	40	0	0	0	48	115
アイスクリーム類・氷菓	45	100	0	0	45	0	0	145
穀類加工品	25	75	0	0	0	0	0	75
野菜・果物加工品	224	101	0	162	87	0	0	350
菓子類	52	208	0	0	0	0	0	208
清涼飲料水	33	33	0	0	0	0	0	33
その他の食品	288	326	15	0	0	30	0	371
器具及び容器包装	15	0	0	0	0	0	30	30
計	950	1,061	281	162	234	30	78	1,846



<衛生薬業センターにおける理化学検査>



<衛生薬業センターにおける細菌検査>



<と畜検査>



<T S E検査>

(調査研究の推進)

第14条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究に取り組んでいきます。

また、その成果に基づき、食品関連事業者へ適切な助言指導を行っていきます。

○ 現状と課題

食品関連事業者が安全な食品を提供するためには、科学的な根拠に基づいた食品の製造管理手法を取り入れることが重要です。

また、それに対し、県は、食品等に起因する健康被害の発生や被害の拡大を防止するため、様々な食品の危害要因に関する調査・研究などを実施し、事業者を支援していく必要があります。

○ 取組の方向

食中毒等の食品等に起因する健康被害の発生又は被害の拡大を防止するため、最新の科学技術に基づいた迅速かつ高度な分析結果を提供するための調査研究を行っていきます。

食品等による健康被害事例や違反食品の発生事例等について、その原因究明や再発防止策についての調査・研究を実施し、食品関連事業者への技術的支援を行っていきます。

食肉の安全性を確保するため、動物由来感染症に関する調査研究、と畜検査結果の農場へのフィードバックによる疾病発生の未然防止等に関する調査研究を行っていきます。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業、食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業、食肉衛生検査所運営事業、牛海綿状脳症検査事業

(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

【生活衛生課】

(危機管理体制の整備)

第12条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報の申出)

第24条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

食品を原因とした健康被害の発生やそれらに関する情報を入手した場合には、迅速に必要な調査を行い、被害の拡大を防止するために必要な措置を行っていきます。

○ 現状と課題

県内の各保健福祉事務所では、県民や食品関連事業者などからの食品に起因する様々な相談、苦情、報告などを受付しています。その後、それらの情報に基づき、原因調査などを行い、食品に起因した健康危害の発生及び被害の拡大を防止するよう努めています。

○ 取組の方向

食品による健康被害の発生などの情報を得た場合には速やかに調査を行い、その原因究明に努め、それらに起因する健康被害の発生や危害の拡大を防止するよう必要な措置を講ずるよう、食品関係事業者などへ指導を行っていきます。

参考となる主な指標

- ・保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 230件（平成25年度）
- ・食中毒の発生件数 13件（平成25年度）

2 食品等に対する県民の信頼の確保

(1) 適正な食品表示の推進 【生活衛生課、くらしの安全安心課、健康増進課、薬務課】

(食品等の適正な表示の推進)

第13条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視及び検査体制の整備)

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

食品表示は消費者が商品購入の判断材料とする重要な情報です。

食品事業者による食品の偽装表示や不適正な表示が後を絶たない要因として、食品事業者として自らが食品の安全性の確保について、第一義的責任を有していることへの認識の欠如や食品表示制度に対する認識不足、事業所内のチェック体制の不備などがあります。

このため、平成17年度に県独自の「佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（以下「表示責任者設置要領」という。）を策定し、食品製造事業者等の自主的な活動を促進するとともに、消費者や農林水産省九州農政局佐賀地域センター（以下「九州農政局佐賀地域センター」という。）等の関係機関と連携して監視・指導を強化し、県内での製造・加工販売される食品の適正な表示の普及を図ります。

① 食品表示責任者※の設置、事業者の自主点検の推進

○ 現状と課題

- ・食品表示制度は、JAS法※（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、食品衛生法、健康増進法※等の複数の法によって成り立っており、複数の担当課にまたがっている状況にあります。
- ・食品偽装や表示の欠落等については、食品事業者に対する日常的な監視・指導と普及啓発、さらに違反への厳正な対応が重要と認識しています。
- ・食品事業者に対する監視・指導や普及啓発については、①生鮮食品品質表示実態調査、②食品表示110番※などにより取り組んでいます。
- ・また、食品事業者内部における自主的な取組を促進するため、佐賀県独自に「表示責任者設置要領」を設け、食品情報誌の発行や研修会の開催などにより、食品事業者におけるコンプライアンスの向上を図っています。
- ・さらに、食品表示110番に情報が寄せられた場合は、直ちに内容を精査し、信憑性が高いと判断された事案については、速やかに調査を行い、偽装表示等の違反が確認された場合には、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、食品事業者が直ちに改善方策を講じている場合を除き、全て指示・公表を行うなど、厳正に対処しています。
- ・県においては、平成20年3月に県独自に県警本部及び農林水産省佐賀農政事務所（現九州農政局佐賀地域センター）との三者連携の申し合わせ会議（現食品表示監視協議会）を開催するなど食品偽装表示事案に関する情報の共有化を図ると共に、連携強化を図っています。

- ・食品事業者からの食品表示に関する疑義照会については、メール・ファックス等で相談内容を再確認し、迅速に関係資料等を渡し十分理解できるような対応を図っています。

国の動き

現在、食品衛生法、JAS法、健康増進法の各法でそれぞれ規定されている食品表示制度については、各法の制定趣旨が違ふことから、内容が複雑（JAS法では表示が不要であるが食品衛生法では必要など）となっており、食品事業者、消費者の双方にとって分かりにくいものとなっています。

このため、消費者庁において、食品事業者、消費者双方にとって分かりやすい表示方法や整合性の取れた表示基準の制定のための新しい法律が検討されました。

その結果、平成25年6月に、この3つの法律の食品表示制度に係る箇所を統合一元化する食品表示法※が制定され、新法に基づく表示として完全移行していきます。

○ 取組の方向

- ・食品事業者による食品表示の適正化に向けて、食品表示責任者の登録を一層促進し、食品事業者に対する支援を継続します。
- ・登録された食品事業者に対して発行するニュースレターなどの情報提供については、今後、これまでに紹介した食品表示に関する相談事例などを県ホームページにも掲載し、随時閲覧できるようにします。
- ・このほか、食品表示制度の改正などタイムリーな情報についても県ホームページを通じて情報発信に取り組むなど、食品事業者にとってもっと利用しやすいものとなるよう検討します。
- ・食品表示にかかる啓発については、関係機関とも連携して開催するなど、内容の充実に努めます。
- ・今後とも、県民に対しても食品表示制度について県ホームページ、出前講座などを通じて、情報の提供に努めます。

事業名：食品表示適正化・安全対策事業（食品表示責任者登録促進事業、食品表示110番の設置）

② 監視・指導、検査体制の整備

○ 現状と課題

- ・平成13年9月のBSE問題以降、食品の偽装表示が相次いで判明し、消費者の食品の表示に対する関心が高まる中、本県においても、スーパーや食品製造業者における原産地偽装が判明しています。
- ・本県における消費者や国の機関等からの食品表示110番に対する情報提供が、平成20年度の96件をピークに平成23年度には42件と減少傾向にあります。
- ・しかしながら、依然として産地偽装など意図的な不適正表示も行われており、消費者が安心して食品を選択できるよう監視を継続する必要があります。
- ・消費期限や保存方法などの表示違反事項については、「佐賀県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内流通品からの違反食品の排除に努めています。

○ 取組の方向

- ・消費者等の協力を得て運営する食品表示110番をとおして情報収集や監視に努めるとともに、九州農政局佐賀地域センター等の関係機関とも連携を図り、引き続き、食品製造・加工事業者、食品販売事業者に対する監視・指導の強化を図ります。
- ・各保健福祉事務所の食品衛生監視員により、夏期や年末の一斉取締などで、県内に流通する表示違反食品の発見に努めていきます。

事業名：食品表示適正化・安全対策事業（食品表示110番の設置）

参考となる主な指標

- ・食品表示110番の受付件数 28件（平成25年度）
- ・食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数 27,162件（平成25年度）

(原産地に関する情報提供の充実)

第20条 食品関連事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

消費者が食品を選択するとき、大切な情報の一つに食品の原産地に関する情報があり、この情報提供については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく品質表示基準で定められています。

この基準では、原産地を表示しなければならない食品として、生鮮食品、並びに、22食品群及び4品目の加工食品があります。

国産生鮮食品の畜産物にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示できます。

また、22食品群及び4品目の国産品の加工食品にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名など詳細な産地名（水産物にあつては水域名や港名など）を表示できます。

県としては、国産である旨の表示よりも、更に詳細な情報である都道府県名、市町村名等で表示することを推進し、消費者に対する詳細な原産地の情報提供を図ります。

○ 現状と課題

(生鮮食品の畜産物の現状)

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により、生鮮食品の農産物や水産物については、詳細な原産地（都道府県名、漁獲された水域名や水揚げされた港が属する都道府県名、市町村名など）が表示されています。

しかし、生鮮食品の畜産物については、「国産」である旨の表示はされているものの、より詳細な情報である「都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名」で表示される割合は、生鮮食品の農産物や水産物に比べて低い状況にあります。

(22食品群及び4品目の加工食品の現状)

JAS法に基づく加工食品品質表示基準で定められた22食品群及び4品目の加工食品（以下「対象加工食品」という。）については、当該加工食品の原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるものについては、その原産地を表示しなければなりません。

対象加工食品も、生鮮食品と同じように「国産」である旨に代えて都道府県名等で表示することができます。

しかしながら、対象加工食品についても「国産」である旨の表示はされているものの、より詳細な原産地を表示している割合は著しく低い状況にあります。

○ 取組の方向

- ・ 食品関連事業者に対する講習会の機会を捉えて、詳細な原産地を表示するよう普及啓発を行います。
- ・ 生鮮食品品質表示実態調査や表示責任者講習会の際に、表示責任者等に対して条例の趣旨を説明し、普及啓発を行います。

参考となる主な指標

- ・ 生鮮食品（農産物、畜産物、水産物）の原産地表示率が80%以上の店舗割合
93.5%（平成25年度）

対象：畜産物、26種類の加工食品
(カット野菜ミックス、農産物漬物など)

JAS法

「国産」等の表示

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（第20条：努力義務）

より詳しい原産地表示情報

- 都道府県名（佐賀県、長崎県等）
- 市町村名（佐賀市、吉野ヶ里町等）
- 一般に知られている地名
 - ・ 旧国名（肥前、筑後等）
 - ・ 郡名（杵島郡、西彼杵郡等）
 - ・ 島名（淡路島、佐渡島等）
 - ・ その他（九州、四国等）

※ 原材料等の区分により、提供すべき情報は異なります

「一括表示」以外の情報提供

- シールやラベルの添付
- ポップ掲示や棚へのカード差込
- 一覧表等の店内掲示
- インターネットの利用
- 個別の問い合わせに応じる
 - ・ 商品等に問い合わせ先を記載
 - ・ 担当窓口等を店内に掲示

情報提供の充実

原産地表示例	
佐賀県産	豚バラしゃぶしゃぶ用 100g 〇〇〇円
伊万里市産	牛小間切れ肉 250g 〇〇〇円
名 称	カット野菜ミックス
原 材 料 名	レタス（佐賀県産） パプリカ（熊本県産） ルッコラ（長崎県産）

(自主回収の報告)

第23条 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。(以下略)

事業者が食品等の自主回収に着手した際、食品等による健康への被害やその拡大を防止する観点から事業者には報告を義務付け、その情報を集約してホームページで公表することで、速やかに県民に周知するとともに、事業者の迅速な回収を支援します。

○ 現状と課題

食品関連事業者は、食品等による健康被害発生の観点の他、健康への影響はないものの、品質の低下や誤表示など、様々な観点から食品等の自主回収を行っています。

このうち、食中毒など健康被害を引き起こす可能性のある食品の回収については、健康被害の発生や拡大防止のため、迅速に対応することが重要であり、また消費者の不安を解消するためにも、正確な情報を広く発信する必要があります。

○ 取組の方向

本条例に基づき、条例で定める「特定事業者」が、条例で定める事由により自主回収に着手した場合、その旨を県へ報告し、それを受け、県はその内容をインターネット等を通じ情報発信し、県民への注意喚起を行っていきます。

これにより、県民は、食品の自主回収に関する情報を容易に得られるようになるとともに、事業者は、自身の自主回収が迅速に進むことは元より、県民の事業者への信頼感がより高まることが期待されます。

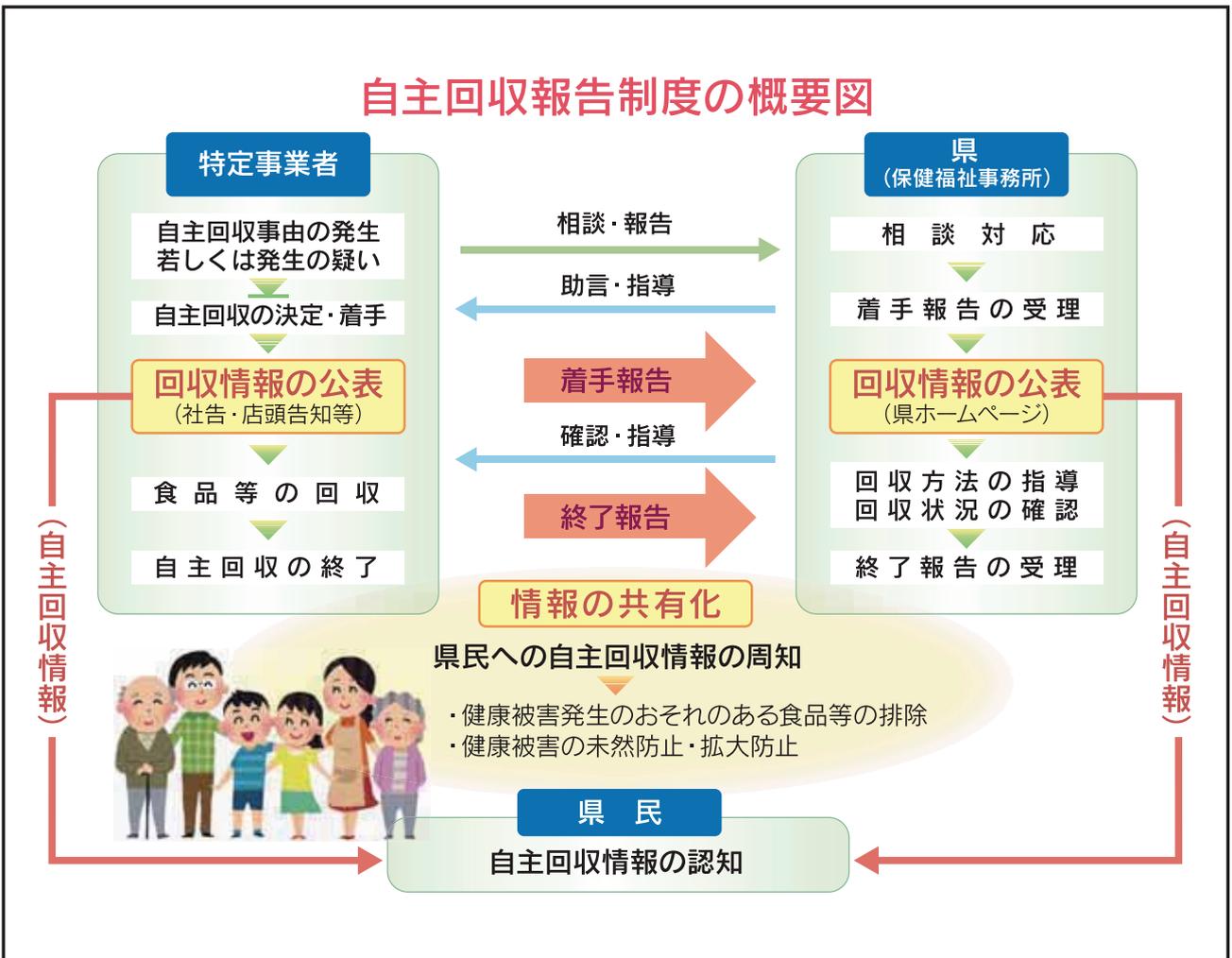
事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

参考となる主な指標

- ・自主回収の報告件数（平成27年度から実施）

※自主回収報告制度の概要

自主回収報告制度の概要図



(情報の収集及び提供)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、食品関連事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の共有及び相互理解の推進)

第17条 県は、食の安全・安心の確保のための施策について、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、及び相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることその他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、食の安全・安心の確保に関する正確な知識を有し、地域における食の安全・安心の確保の推進を担う人材の育成に努めるものとする。

消費者の食の安全に関する知識と理解の促進を図るため、迅速で積極的な情報の提供に努めるとともに、県内の生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者から成る佐賀県食品安全推進会議の開催や、内閣府食品安全委員会と連携して実施するリスクコミュニケーション※の開催などを通じて、消費者との意見交換や関係者相互間の意見交換を促進します。また、地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めます。

① 情報の収集と提供

○ 現状と課題

- ・ 県ホームページ等で、農林水産物に関する情報や、食中毒情報や食品衛生監視指導状況、食品の安全・安心に関する情報提供を行っています。
- ・ 関係各課がそれぞれ発信している情報について、食の安全に関するホームページを充実させて一覧できるようにするなど、消費者の立場に立ったわかりやすい形で提供していく必要があります。



<県ホームページ>

○ 取組の方向

- ・ 各種広告媒体や資料の提供、県ホームページを活用した情報発信、講習会やセミナーの開催など、食の安全・安心の確保に関する知識や情報を消費者の立場に立った、よりわかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 全国的な食中毒の発生状況や違反食品の事例などを注視し、迅速に消費者及び食品関連事業者への注意喚起などを行っていきます。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

② リスクコミュニケーションの推進

○ 現状と課題

- ・食品が生産され、消費されるまでには、複雑な流通・販売システムが介在し、生産者と消費者のお互いの顔が見えにくくなっています。
- ・近年発生している大規模な食中毒事件や輸入食品による違反食品の事例などから、消費者から食に対する不安などの声が挙げられています。
- ・これらの消費者が感じる不安には、農薬や食品添加物等の食品リスクなど食に関する正しい知識を得ることで解消されることもあり、消費者も自身の健康を管理する者として、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めていくことが重要です。
- ・温暖・多湿なわが国の気候条件下で食料を効率的に生産するためには、農薬や科学肥料は必要なものであり、また、限られた食料資源を有効に活用するためには、食品添加物も必要ですが、農薬や食品添加物等が科学的な手法によって安全な基準が定められているにも関わらず、そのことが消費者に十分に理解されていないことから、消費者の不信感を払拭できていないのが現状です。
- ・食品の安全・安心を確保するためには、行政による積極的な情報の公開はもとより、食品の生産から消費に至る関係者が情報及び意見の交換を図ることによって、食品リスクを正しく理解し、お互いの役割と立場を認識し合うことが重要です。



<リスクコミュニケーション>

○ 取組の方向

- ・生産者、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間における相互の立場や役割に対する認識を深めるとともに、食の安全等に関する情報や認識の格差を図るため、これら関係者が情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを推進します。

事業名：食品表示適正化・安全対策事業（食品安全推進会議の開催、食の安全に関する意見交換会の開催）食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

③ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成

○ 現状と課題

- ・食の安全・安心の確保に関する理解の促進のためには、地域において正しい理解の浸透に寄与する正確な知識を持ち、生産者、食品関連事業者、行政、県民間の橋渡しができる食の安全に関する科学的で正しい知識を有する人材の育成が必要です。

○ 取組の方向

- ・農業に関する専門的な知識を有し、地域における農業適正使用の指導的役割を担う者を農業指導士※として認定し、育成していくことで、生産段階における農業の安全使用や適正販売の確保を図っていきます。
- ・食品関連事業者が自主管理の推進のため実施している食品衛生指導員制度※を支援し、地域における食の安全を推進する人材の育成を行っていきます。
- ・給食施設等の管理栄養師や調理従事者などへの講習会や出前講座などを行い、各地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材を育成していきます。
- ・各保健福祉事務所の食品衛生監視員※は、様々な食の安全性に関する地域の相談窓口としての役割を担っており、それらに対し、適切かつ正確な助言指導が行えるよう、研修会へ参加するなど、職員の資質向上を図っていきます。



<食品衛生責任者講習会>

事業名：農業危害防止対策事業、食品営業許可及び監視指導取締事業

参考となる主な指標

- ・食の安全安心ホームページの閲覧数 3,625回（平成25年度）
- ・農業指導士数 630人（平成25年度現在 実認定者数）
- ・（再掲）食品衛生指導員数 341人（平成25年度）
- ・（再掲）食品衛生監視員数 60人（平成25年度）

(食育及び地産地消の推進を通じた取組)

第22条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民が食品の安全性に関する知識と理解を深め、及び食品等の取扱いに当たっての適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じた知識の普及啓発及び消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。）の充実に努めるものとする。

3 食育及び消費者教育に関わる者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育並びに地産地消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう、家庭、学校・保育所、地域等のさまざまな分野で食育※を推進します。

○ 現状と課題

- ・近年の社会情勢の変化により食生活スタイルの変化と食の多様化が進み、栄養の偏り、朝ごはんの欠食に代表されるような不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、食に関する様々な問題が生じています。
- ・こうした問題については、社会情勢の変化を背景に個人の意識の変化にも起因するものだけに、短期間に解決することは難しく、生涯にわたるライフステージに対応した食育として粘り強く取り組むことが必要です。
- ・特に次世代を担う子どもたちの健全な育成が重要です。子どもたちの健全な食生活の営みは、人々の生活の基盤であり各ライフステージの人々が生活する、家庭において培われることが期待されます。しかしながら、核家族化などの社会情勢の変化が食の多様化と相まって、家庭での食育が十分になされていない現状があります。

○ 取組の方向

- ・「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンに取り組み、子どもや保護者に対する普及啓発の充実に努めます。
- ・県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動の充実ににより、地域等における食育推進を図ります。
- ・次世代を担う子供たちの健全な育成のため、学校、保育所、幼稚園等における食育の充実に努めます。
- ・子どもから成人、高齢者に至るまで、消費者教育とも連携しながらライフステージに応じた間断ない食育を推進します。

事業名： “食で育む” 佐賀の食育推進事業費ほか



参考となる主な指標

・朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合〔小学生〕	88.4%（平成25年度）
・朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合〔中学生〕	85.7%（平成25年度）
・「食育ネットワークさが」の会員数	217団体（平成25年度）
・学校給食における県産農林水産物の利用割合	44.5%（平成25年度）
・健康づくり協力店登録数	718店（平成25年度）

(食育及び地産地消の推進を通じた取組)

第22条

- 2 県は、地産地消の推進を通じ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における相互理解の促進を図り、県産農林水産物の安全性に対する信頼の向上に努めるものとする。
- 3 食育及び消費者教育に関わる者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育並びに地産地消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

生産者と消費者、農産物直売所、食品関連事業者、学校や病院などの給食関係者等の相互理解と連携を進め、県産農林水産物の地産地消※を推進します。

○ 現状と課題

- ・地産地消では、消費者（消費地）は、生産者の顔が見えて食材に対する信頼感が高まるとともに、地元産の新鮮な食材を購入する機会が増えることなどにつながります。一方で、生産者（生産地）にとっては、消費者の顔が見えることで、生産意欲の向上につながるるとともに、出荷する農林水産物に対する責任感が高まります。
- ・こうした中で、県内では、農産物直売所の増加や人気の高まり、スーパーマーケットでの地元生産者出荷コーナーの充実、県産農林水産物を利用したメニューを提供する飲食店の増加など、県民が身近なところで県産農産物を購入したり、食べたりできる店舗等が増えてきています。
- ・また、学校給食や病院、福祉施設でも、給食関係者と生産者等との連携により、地域の農産物直売所等が中心になって、給食の食材に地元産の農林水産物を供給する取組が増えてきています。
- ・県産農林水産物の地産地消の推進のためには、生産者と消費者だけでなく、農産物直売所や食品関連事業者、学校や病院等の給食関係者等との情報交換や交流を促進し、相互理解や連携を更に進めていく必要があります。

○ 取組の方向

- ・県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、県産農林水産物を購入できる店舗や、それらを使った料理を提供している店舗などの情報を消費者等に知っていただくため、インターネットなどを通じた情報発信を推進します。
- ・県産農林水産物を購入・利用する機会の増大を図るため、各地域において生産者や農産物直売所、食品関連事業者、学校や病院等の給食関係者等の相互理解と連携強化に向けた産地見学会や交流会の開催等を推進します。

事業名：さが“食と農”絆づくりプロジェクト推進事業（H27まで）

参考となる主な指標

- ・農産物直売所数 131か所（平成25年度）
（県生産者支援課調査 無人販売所、テントでの朝市等を除く）

3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等

(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

【生活衛生課】

(危機管理体制の整備)

第12条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(危害情報の申出)

第24条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

食品に起因する危害が発生した場合には、迅速に情報が伝達され、健康被害の発生及び危害の拡大を防止する適切な対応が取られるよう、危機管理体制の整備、充実を図ります。

○ 現状と課題

- ・食中毒など、食品に起因する健康被害が発生した場合には、新たな健康被害の発生や被害の拡大を防止するため、迅速な対応が必要です。
- ・また、危害の再発を防止するためには、危害が発生した原因を究明し、必要に応じ原因施設の改善、原因食品の排除、注意喚起などを適切に行う必要があります。
- ・保健福祉事務所では、日頃から、県民や食関連事業者から寄せられる食品に起因する健康被害に関する情報に迅速に対応するための休日・夜間の連絡体制を整備しています。

食中毒等	佐賀県健康危機管理基本マニュアル
	佐賀県食中毒対策要綱
	佐賀県食中毒処理要領
家畜伝染病等	伝達性海綿状脳症（TSE）検査実施要領

○ 取組の方向

- ・食中毒等の健康被害が発生した場合には、「佐賀県健康危機管理基本マニュアル」や「佐賀県食中毒対策要綱」及び「佐賀県食中毒処理要領」に基づき、関係機関と密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。

県民の役割

- ・食中毒等の食品に起因した健康被害が生じたときは、迅速に最寄りの保健福祉事務所に通報又は相談します。

食品関連事業者の役割

- ・健康被害の申し出や連絡があった際には、早急に現状の把握と適切な対策を講ずるとともに、管轄の保健福祉事務所に報告を行います。
- ・危機事案への行政への協力等の役割について理解し、保健福祉事務所が行う調査に協力するとともに、原因の究明や消費者への相談等に誠意を持って対応します。

県の役割

日頃から、関係機関の危機管理意識の向上を図るとともに、迅速に対応できる体制の整備に努めます。

危機情報を入手した際には、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。

事業名：食品営業許可及び監視指導取締事業、乳肉水産食品衛生指導及び検査事業、食品衛生及び食中毒対策事業

(施策の提案)

第10条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

(基本計画)

第8条 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより広く県民の意見を把握し、施策への反映に努め、生産者・事業者、消費者等の連携した取り組みを進めます。

① 県民からの施策の提案制度

○ 現状と課題

- ・ 県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表します。
- ・ 本計画や佐賀県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメント（県民意見提出手続）を実施していきます。

○ 取組の方向

- ・ 施策の提案制度やパブリックコメントなどにより、広く県民の意見を取り入れていきます。

② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営

○ 現状と課題

- ・ 平成15年の食品安全基本法の制定後、生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者からなる「佐賀県食品安全推進会議」を設置しました。
- ・ 推進会議では、食品の安全性の確保及び食品表示の適正化を図るための対策に関すること関係者相互間の情報及び意見の交換に関することに加え、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画（基本計画）の策定・変更に関すること、基本計画に基づく施策の実施状況に関することを協議します。

○ 取組の方向

- ・ 推進会議の構成団体等による連携をすすめ、各団体の取組等の情報を共有するなど、生産者・事業者、消費者等が密接に連携した取り組みを推進します。

事業名：佐賀県食品安全推進会議開催費

(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携

【生活衛生課、くらしの安全安心課、関係各課】

(国、地方公共団体、関係団体等との連携)

第21条 県は、食の安全・安心の確保に関し、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努めるものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保のための施策を推進するに当たり、生産者、食品関連事業者及び県民が組織する団体等との連携に努めるものとする。

食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、関係団体等との連携にも努めます。

○ 現状と課題

- ・内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁など国との連携や、全国食品安全自治ネットワーク会議、九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて他の都道府県との連携を図ってきました。

○ 取組の方向

- ・食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に実施するため、今後も、内閣府食品安全委員会、消費庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携や、全国食品安全自治ネットワーク会議、九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて他の都道府県との連携に努めます。
- ・県内の各市町村とも情報の提供などの連携に努めます。
- ・食育や、地産地消の活動など、生産者、食品関連事業者の団体や、食育や地産地消の活動等を行う団体との連携にも努めます。

• 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例	41
• 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則	49
• 食品の原産地に関する情報提供基準	53
• 用語解説	55
• 関係機関一覧	63

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例

平成26年3月20日

佐賀県条例第60号

改正 平成26年10月6日条例第77号

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例をここに公布する。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本的施策等（第8条―第22条）

第3章 自主回収の報告等（第23条―第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

食は、人の生命と健康を支える根源であり、その安全性と信頼性を確保することは、県民が健康で安全・安心な生活を実現していくために極めて重要である。

近年、ホテル、レストラン等におけるメニュー表示の偽装をはじめ、食品の安全性を脅かし、その信頼を揺るがす事態が相次いで発生していることから、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

本県は、温暖な気候に恵まれた全国屈指の農業生産県であり、米・麦の主産地として、また、ブランド牛の生産地として広く知られているほか、有明海、玄界灘の海苔、魚介類など、豊富で多彩な海の幸、山の幸に恵まれている。豊かな自然環境に恵まれた本県の農林水産物は、この地に住む人々の食文化の継承と発展を支えるとともに、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に引き継ぐためにも県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。

今こそ、生産者、食品関連事業者及び県民の全てが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けた情報共有や意見交換を行うなど創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たしていくことが必要である。その上で、県内で生産・加工・販売・消費される食品の安全性を確保し、表示の適正化を図るとともに、食育の取組や地産地消の推進を通じて、県民の健康で安全・安心な生活を実現するよう努めなければならない。

ここに、県民の総意として、健康で安心できる豊かな県民生活を実現するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産者 農林水産物（食用以外の用途に供するものを除く。）の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者及びその組織する団体をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者（生産者を除く。）をいう。
- (5) 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。
- (6) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (7) 地産地消 地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、又は調理された地域内において消費することをいう。

（平26条例77・一部改正）

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより、行われなければならない。

- 4 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれ相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び食品関連事業者の責務)

第5条 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

- 2 生産者及び食品関連事業者は、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 生産者及び食品関連事業者は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保のための施策並びに生産者及び食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 県民は、自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努めるものとする。

(環境への配慮)

第7条 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たり、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するものとする。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第8条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の

安全・安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 知事は、毎年度、議会に対し、基本計画に基づく施策の実施状況を報告するとともに、これを公表するものとする。

（施策の提案）

第10条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

（監視及び検査体制の整備）

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視、指導及び検査体制の整備に努めるものとする。

（危機管理体制の整備）

第12条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示の推進）

第13条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の推進）

第14条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食

品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動への支援)

第15条 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、食品関連事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、食品関連事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の共有及び相互理解の推進)

第17条 県は、食の安全・安心の確保のための施策について、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が相互に食品の安全性に関する情報を共有し、及び相互に理解することを推進するため、関係者が情報及び意見の交換をする場を設けることその他必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、食の安全・安心の確保に関する正確な知識を有し、地域における食の安全・安心の確保の推進を担う人材の育成に努めるものとする。

(生産者及び食品関連事業者の取組等)

第19条 生産者は、農林水産物の安全性を確保するため、関係法令を遵守して農林水産物の生産を行うことはもとより、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、食品等の安全性を確保するため、関係法令を遵守してその事業活動を行うことはもとより、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めるものとする。

3 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、農林水産物の生産又は食品等の供給に係る活動に関する記録の作成及び保存に努めるものとする。

4 生産者及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めるものとする。

(原産地に関する情報提供の充実)

第20条 食品関連事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）

又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

- 2 前項の規定は、食品関連事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、又は加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

（国、地方公共団体、関係団体等との連携）

第21条 県は、食の安全・安心の確保に関し、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努めるものとする。

- 2 県は、食の安全・安心の確保のための施策を推進するに当たり、生産者、食品関連事業者及び県民が組織する団体等との連携に努めるものとする。

（食育及び地産地消の推進を通じた取組）

第22条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、県民が食品の安全性に関する知識と理解を深め、及び食品等の取扱いに当たっての適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じた知識の普及啓発及び消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。）の充実に努めるものとする。

- 2 県は、地産地消の推進を通じ、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における相互理解の促進を図り、県産農林水産物の安全性に対する信頼の向上に努めるものとする。
- 3 食育及び消費者教育に関わる者は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割に鑑み、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育並びに地産地消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 自主回収の報告等

（自主回収の報告）

第23条 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法の規定に違反する食品等である場合（同法第19条第2項の規定に違反する食品等にあつては、規則で定めるものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定に

よる報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものに該当する場合

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 自主的な回収に着手した食品等を販売した相手方が特定され、かつ、その相手方に直ちにその旨を連絡することができる場合
 - (2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合
- 3 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その内容を公表する。
- 4 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合であって、当該報告に係る回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告をした特定事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう指導等を行う。
- 5 第1項の規定による報告をした特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その終了した期日その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(危害情報の申出)

- 第24条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応できるよう申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査等)

- 第25条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、食品関連事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置勧告)

- 第26条 知事は、特定事業者、生産者又は食品関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- (1) 特定事業者が第23条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 生産者又は食品関連事業者が第25条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると

認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は食品関連事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 3 知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑 則

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条、第23条、第25条及び第26条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第77号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例施行規則

平成26年6月18日

佐賀県規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

第3条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収する食品等を特定する情報
 - (2) 回収する食品等の販売先、販売期日及びその数量
 - (3) 回収に着手した期日
 - (4) 製造等を行った事業者の名称及び所在地
 - (5) 回収するに至った経緯
 - (6) 回収の方法等
 - (7) 想定される健康への影響
 - (8) その他必要な事項
- 2 条例第23条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（様式第1号）を知事に提出することにより行うものとする。
- 3 条例第23条第1項第1号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等とする。
- (1) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下この項において「府令」という。）第1条第2項（第2号に係る部分に限る。）又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下この項において「乳等府令」という。）第3条第2項（第2号ホ及びト、第3号ヲ及びカ並びに第4号チに係る部分に限る。）の規定に違反する食品等（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。）
 - (2) 府令第1条第2項（第6号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）又は乳等府令第3条第2項（第3号チ及びリ並びに第4号ホ及びヘの規定に係る部分に限る。）に違反する食品等
 - (3) 府令第1条第2項（第8号に係る部分に限る。）又は乳等府令第3条第2項（第2号ハ、第3号ワ及び第4号リに係る部分に限る。）の規定に違反する食品等
- 4 条例第23条第1項第2号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生

産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。

5 条例第23条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収した食品等の名称
- (2) 回収した食品等の数量
- (3) 回収するに至った経緯
- (4) 回収した食品等の保管場所
- (5) 処分等の方法及び予定時期
- (6) 再発防止のために講じた措置
- (7) その他必要な事項

6 条例第23条第5項の規定による報告は、自主回収終了報告書（様式第2号）を知事に提出することにより行うものとする。

（身分証明書）

第4条 条例第25条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

佐賀県知事 様

住所

氏名

㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

自主回収着手報告書

（製造・輸入・加工・販売）した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、
佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例第23条第1項の規定により報告します。

回収する食品等の名称（商品名）		
回収する食品等を特定する情報		
回収する食品等の 販売先、販売期日 及びその数量	販 売 先	
	販 売 期 日	
	数 量	
回 収 に 着 手 し た 期 日		年 月 日
製 造 等 を 行 っ た 事 業 者 の 名 称 及 び 所 在 地		
回 収 す る 理 由		
回 収 す る に 至 っ た 経 緯		
回 収 の 方 法 等		

想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者氏名	電話番号（ ）
備考	

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
- 3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞紙、インターネット等により周知する場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。

この様式に記載された個人情報は、自主回収報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

[様式第2号以下省略]

食品の原産地に関する情報提供基準

(趣 旨)

第1条 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）第20条第1項の規定に基づき、食品関連事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(畜産物の原産地に関する情報)

第2条 国内で生産された畜産物（生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）第2条に規定する生鮮食品であって、生鮮食品品質表示基準別表に掲げる畜産物をいう。）の原産地に関し、食品関連事業者が消費者への提供に努める情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- (1) 主たる飼養地が属する都道府県名
- (2) 主たる飼養地が属する市町村名
- (3) 主たる飼養地が属する地名で一般に知られているもの

(加工食品の原材料の原産地に関する情報)

第3条 加工食品の原材料の原産地に関し、食品関連事業者が消費者への提供に努める情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分	提供に努める情報
1 国内で生産された農産物	(1) 都道府県名 (2) 一般に知られている地名 (3) 市町村名（農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）及び野菜冷凍食品品質表示基準（平成14年8月19日農林水産省告示第1358号）に掲げる原材料に限る。）
2 国内で生産された畜産物	(1) 主たる飼養地が属する都道府県名 (2) 主たる飼養地が属する地名で一般に知られているもの
3 国内で生産された水産物	(1) 生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称 (2) 水揚げした港名 (3) 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名、その他一般に知られている地名 (4) 市町村名（うなぎ加工品品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第589号）に掲げる原材料に限る。）
4 削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	(1) 都道府県名 (2) 市町村名 (3) 一般に知られている地名

2 前項に規定する原材料とは、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）、削りぶし品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1659号）、農産物漬物品質表示基準、うなぎ加工品品質表示基準又は野菜冷凍食品品質表示基準（次条第1号において「加工食品品質表示基準等」という。）において原産地を表示すべきこととされている原材料をいう。

（情報提供の方法）

第4条 前2条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 生鮮食品品質表示基準又は加工食品品質表示基準等で定める表示の方法
 - (2) 商品ごとに直接に、ラベルその他これに類するもの（以下、「ラベル等」という。）を貼り付け、又は記載する方法
 - (3) 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードその他これに類するもの（以下、「カード等」という。）を差し込む方法
 - (4) 陳列された商品に近接した箇所に、当該商品と判別できるようにカード等を下げ、又は置く方法
 - (5) 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
 - (6) インターネットを利用するときは、消費者が容易に判別できる方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、消費者が正しく理解できる方法
- 2 前項に規定する情報の提供に併せて食品関連事業者は、消費者からの問合せ等に対して、適切に回答するものとする。

（情報提供の特例）

第5条 食品関連事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等を勘案し、第2条又は第3条第1項に規定する消費者への情報提供が困難であると認められる特別の事由があるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

用語解説(50音順)

あ 行

□アレルギー物質（表示）

食物を摂取した場合に、体の免疫機序を介して発疹などの症状が出ることを「食物アレルギー」といい、この原因となる物質を「アレルギー物質」と呼びます。

食品に表示されるアレルギー物質には、必ず表示されるものとして7品目あり、アレルギー患者の方が多い卵、乳、小麦、えび、かにと、重篤な症状に至ることが多いそばと落花生が指定されています。

また、表示が勧められているものとして、20品目があります。

表示を義務づけているもの（7品目）	卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに
表示を推奨されているもの（20品目）	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

□医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から販売、市販後の安全対策まで規制を行っている法律です。

動物用医薬品については、品質、動物に対する有効性及び安全性の確保に加え、畜水産食品への残留を防止するため、食用動物に対する使用基準が定められています。

□エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号）」（持続農業法）に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者の愛称です。

か 行

□貝毒

カキやアサリなどの二枚貝類が、毒素をもったプランクトンを捕食すると、一時的に体内（特に中腸腺）に毒が蓄積します。毒が蓄積した二枚貝類をヒトが食べると、中毒症状を引き起こすことがあり、原因毒およびその症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒に分けられます。毒は熱に強

く、加熱調理しても完全にはなりません。

- ・麻痺性貝毒の主な症状：唇、顔面、四肢末端のしびれ感、めまいなど
- ・下痢性貝毒の主な症状：下痢、吐き気、嘔吐、腹痛など

□家畜伝染病予防法

畜産の振興を図るため、家畜の伝染病の発生の予防や、発生時の感染拡大を防ぐことを目的とした法律です。家畜の病気の検査や予防注射、消毒方法などについて具体的に定めている法律です。

□GAP（農業生産工程管理）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

□環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業のことです。

□牛トレーサビリティ制度

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、牛が生まれた時から精肉として消費者の元に届くまでの経過を追跡できるよう牛トレーサビリティ制度が運用されており、国内で飼養されている全ての牛は、それぞれ固有の個体識別番号が付けられ、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

□健康増進法

国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るため、販売に供する食品につき特別用途食品（乳幼児、幼児用、妊産婦用、病者用他）や栄養表示食品の基準（表示すべき項目、表示方法）等を定めた法律です。

□米トレーサビリティ制度

米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とし、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けた制度です。

□残留農薬

食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」において、食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、すべての農薬には、残留基準が定められており、基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により禁止されています。

□J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

農林物資の規格を制定、普及させることで、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示により、一般消費者の選択に資することで、農業生産等の振興や消費者の利益の保護を目的とした法律です。

□収去（収去検査）

食品衛生法に基づく食品等の抜き取り検査を「収去検査」といいます。

この検査は、製造・販売されている食品等が、食品衛生法に定められている規格基準等に適合しているかどうか、また、食中毒の原因となる微生物や有害物質が含まれていないかなどを検査して、食品の安全性を確保するものです。

□食育

子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするためには、何よりも「食」が重要です。

食育基本法（平成17年施行）では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けています。

食育では、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを推進しています。

□食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥検査法）

食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とし、食鳥肉の衛生的な処理や安全性に係る検査などに関することを定めた法律です。

□食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、営業の場所に臨検し、食品や帳簿書類の検査、試験に必要な食品の収去、食品衛生に関する指導などを行うため、厚生労働大臣又は都道府県知事などがその職員の中から任命した者のことをいいます。

食品衛生監視員になるためには、専門的な経験知識を有する必要があります。（厚生労働大臣

の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者、医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師、大学又は専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者、栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者が該当します。）

□食品衛生指導員（制度）

食品衛生指導員制度とは、食品業界の中に自分たちの施設を衛生的なものにし、消費者に安心してもらえる食品を提供出来るよう、営業者への衛生思想の普及啓発を行うなど、自主的な衛生管理を支援する組織として、公益社団法人日本食品衛生協会及びその支部において、実施されている制度であり、佐賀県では、公益社団法人佐賀県食品衛生協会長により食品衛生指導員として任命された方が、保健所等関係行政機関の指導や連携を得て、食品関係営業者に対する助言・指導・相談をはじめ、広く食中毒防止のための啓発活動に努めるとともに、積極的な巡回指導活動を行っています。

□食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とし、食品の規格（添加物や残留農薬の量、細菌数）や食品の製造・保存基準（食品を製造する際の加熱温度や食品の保存温度）等を定めた法律です。

□食品添加物

食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、食品添加物には、以下のような役割があります。

- ・食品の製造や加工のために必要な製造用剤
- ・食品の風味や外観を良くするための甘味料、着色料、香料など
- ・食品の保存性を良くする保存料、酸化防止剤など
- ・食品の栄養成分を強化する栄養強化剤

なお、食品衛生法第10条では「人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と規定されており、食品添加物は化学的合成品、天然添加物にかかわらず、厚生労働大臣が指定したものだけを使うことができます。（ただし、天然添加物として使用実績があると認められるもの、天然香料及び一般に食品として供されるものであって添加物として使用されるもの等を除く。）

□食品表示責任者

食品関係事業者が自己の事業所等において、食品表示に関する点検や確認等を行うべき者と定めた責任者のことです。

□食品表示110番

食品表示に関する疑問点や不審な情報などを受ける窓口で、農林水産省（各地域の農政局等、各県の地域センター等を含む）や佐賀県だけではなく、各県にも設置されています。

いただいた情報によっては、事実関係を調査のうえ、事業所等への指導等を行います。

※ 佐賀県の食品表示110番の電話番号：0952-26-1194

□食品表示法

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源です。

食品表示法は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法のそれぞれの法の趣旨に基づき定められていた食品表示に関する規定を統合して、包括的かつ一元的な制度として、平成25年6月に公布されました。これにより、複数の法律にまたがっていた表示基準や用語が整理され、消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示になることが期待されます。

□飼養衛生管理基準

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜（牛、豚、鶏、馬）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理の基準です。畜舎の清掃・消毒、野鳥や野生動物の侵入防止等について規定されています。

□飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）

飼料の安全性や品質を確保するため、飼料等の製造や保存方法、使用、表示等の基準・規格について定めている法律です。

□飼料添加物

飼料添加物とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分、その他の有効成分の補給、③資料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を図るために、飼料に添加、混和、浸潤、その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が指定するものと定義されています。飼料添加物には、アミノ酸、ミネラル、酵素、抗菌性物質などがありますが、個々の成分規格ならびに製造などの方法及び表示の基準が定められており、これに適合しないものは飼料に添加することはできません。

□水産用医薬品

水産動物の疾病の予防、治療に使用されることが目的とされるもの（抗生物質、ビタミン剤、ワクチン等）と水産動物の身体の構造、または機能に影響を及ぼすことを目的に使用されるもの（麻酔剤）があります。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、対象とする水産動物について医薬品の使用方法等が定められています。

た 行

□伝達性海綿状脳症（TSE）

プリオン病とも呼ばれ、異常プリオン（感染性蛋白質）が神経組織等に蓄積する伝染病です。プリオンが原因とされる疾患には、BSE（牛海綿状脳症）のほかに、羊・山羊のスクレイピー、鹿慢性消耗病（CWD）が含まれ、ヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）も類似の疾病です。

TSEに共通する特徴として、

1. 潜伏期間が、数ヶ月から数年の長期間にわたる。
2. 病理学的に、中枢神経系の神経細胞がスポンジ状に空胞変性を起こす疾患。
3. 進行性、致死性の神経系疾患。

であることなどが挙げられます。

□地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

生産された農林水産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ信頼関係を構築する取組にも繋がります。

□と畜場法

と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とし、と畜場における衛生的な処理や安全性に係る検査などに関することを定めた法律です

□動物用医薬品

主として動物のために使用されることが目的とされる医薬品です。

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造、販売、使用については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」によって規制されています。

な 行

□農業生産工程管理（GAP）（か行GAP再掲）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

□農薬指導士

農薬の販売業者、防除業者、農薬使用者を指導する立場にある者等を対象に、農薬に関する専門的な研修を実施し、認定試験に合格した者を農薬指導士として、県が認定しています。

農薬指導士は、関係法令の遵守や適正な知識に基づき、農薬使用者や農薬販売者等に対して助言・指導を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進に当たることをその任務としています。

□農薬取締法

農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることで、農業生産の安定と国民の健康の保護や生活環境の保全に役立てることを目的とする法律であり、農薬について登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制が定められています。

□農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法） （さ行JAS法再掲）

農林物資の規格を制定、普及させることで、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示により、一般消費者の選択に資することで、農業生産等の振興や消費者の利益の保護を目的とした法律です。

は 行

□BSE（牛海綿状脳症）

BSEは、異常プリオンタンパク質と呼ばれる病原体が、脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になる病気で、発症した牛は、異常行動や運動失調などの症状を示し、やがて死亡します。

発生原因は、BSE感染牛を原料とした飼料を他の牛に与えることによるものと考えられていますが、現在、日本では、飼料給与規制が行われており、国際的なBSEの安全性の格付けをおこなっている国際獣疫事務局（OIE）から、最も安全な「無視できるBSEリスク」の国に認定されています。

□肥料取締法

この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保することで、農業生産力の維持増進に寄与し、国民の健康の保護に資することを目的としています。そのため、肥料の規格や施用基準の公定、登録、検査等をはじめ、肥料の生産・販売についての手続きが定められています。

□POP

「point of purchasing advertising」の略で、販売促進のために主に店頭で用いられる広

告媒体です。商品名や価格、説明文、イラスト等を記載し、消費者に注目してもらうために作成します。

5 行

□リスクコミュニケーション

食品には一定のリスク（食材そのものに存在するリスク、製造や流通等の過程で発生するリスクなど）が存在することを前提に、生産者、食品関連事業者や消費者、行政等の関係者が必要な情報を共有し、理解を深めるために、それぞれの立場から相互に意見交換を行うことをいいます。

関係機関一覧

	所 属	住 所	電 話 番 号	備 考
佐賀県	くらしの安全安心課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7096	・食の安全・安心の確保を推進する条例、食育等 ・景品表示法、計量法等
	くらしの安全安心課(アバンセ)	佐賀市天神3-2-11	0952-25-7069	
	生活衛生課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7077	食品衛生法、食品表示等
	健康増進課	〃	0952-25-7074	栄養表示等
	薬務課	〃	0952-25-7082	医薬品医療機器等法に基づく食品表示等
	流通課	〃	0952-25-7116	県産品の販路拡大、米トレーサビリティ制度等
	生産者支援課	〃	0952-25-7115	地産地消等
	農産課	〃	0952-25-7117	米麦大豆関係
	園芸課	〃	0952-25-7120	農業生産工程管理（GAP）、農薬取締法、肥料取締法、環境保全型農業等
	畜産課	〃	0952-25-7121	畜産物関係、動物用医薬品、家畜伝染病対策等
	水産課	〃	0952-25-7145	水産物関係、水産用医薬品、貝毒調査等
	林業課	〃	0952-25-7132	特用林産物関係等
	佐賀中部保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	佐賀市八丁畷町1-20	0952-30-1906 0952-30-1905	・食品衛生、自主回収報告等 ・栄養表示等
	鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	鳥栖市元町1234-1	0942-83-2162 0942-83-3579	同上
	唐津保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	唐津市大名小路3-1	0955-73-1131 0955-73-4186	同上
	伊万里保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	伊万里市新天町122-4	0955-23-2103 0955-23-2101	同上
	杵藤保健福祉事務所 衛生対策課 健康推進課	武雄市武雄町昭和265	0954-23-3501 0954-22-2104	同上
	衛生薬業センター	佐賀市八丁畷町1-20	0952-30-5009	食品の試験検査、違反食品、食中毒等に係る検査、調査研究等
	食肉衛生検査所	多久市南多久町下多久 4127	0952-76-2611	と畜検査、と畜場及び食鳥処理場の監視指導、伝染性海綿状脳症（TSE）対策、調査研究等

	所 属	住 所	電 話 番 号	備 考
佐賀県	佐賀中部農林事務所 〔佐城農業改良普及センター〕 (北部振興担当)	佐賀市八丁畷町8-1 〔川副町南里1088〕 (三瀬村三瀬2970)	0952-31-3281 〔0952-45-8888〕 (0952-56-2311)	農林産物の振興、地産地消等 〔農業の振興に係る技術〕 及び知識の普及指導等
	東部農林事務所 (三神農業改良普及センター)	神崎市神崎町鶴3542 (上峰町坊所112-1)	0952-55-9760 (0952-52-1231)	同上
	唐津農林事務所 〔東松浦農業改良普及センター〕 (上場振興担当)	唐津市ニタ子3-1-5 〔 〕 〔鎮西町早田1471-6〕	0955-73-1661 〔0955-73-1121〕 (0955-82-2711)	同上
	伊万里農林事務所 (西松浦農業改良普及センター)	伊万里市新天町坂口 122-4	0955-23-5171 (0955-23-5128)	同上
	杵藤農林事務所 〔杵島農業改良普及センター〕 〔藤津農業改良普及センター〕	鹿島市高津原3400 〔白石町東郷2546-2〕 〔鹿島市高津原3400〕	0954-63-5111 〔0952-84-3625〕 〔0954-62-5221〕	同上
	農業技術防除センター	佐賀市川副町南里1088	0952-45-5297	農業技術及び病害虫防除関係
	上場営農センター	唐津市鎮西町早田 1471-6	0955-82-1930	上場地域における営農に関する調査研究等
	農業試験研究センター 〔三瀬分場〕 〔白石分場〕	佐賀市川副町南里1088 〔佐賀市三瀬村三瀬〕 2970 〔白石町横手2647-1〕	0952-45-2141 〔0952-56-2040〕 〔0952-84-5169〕	農作物に関する試験、研究、調査等
	果樹試験場	小城市小城町晴気91	0952-73-2275	果樹に関する試験、研究、調査等
	茶業試験場	嬉野市嬉野町下野丙 1870-5	0954-42-0066	茶業に関する試験、研究、調査等
	畜産試験場	武雄市山内町宮野 23242-2	0954-45-2030	畜産に関する試験、研究、調査等
	中部家畜保健衛生所	佐賀市若楠2-7-4	0952-31-2211	家畜伝染病の発生予防・まん延防止、動物用医薬品、飼料・飼料添加物、家畜衛生等
	北部家畜保健衛生所	唐津市鎮西町岩野 225-1	0955-82-3841	同上
	西部家畜保健衛生所	武雄市武雄町富岡 12266	0954-22-3185	同上
	玄海水産振興センター	唐津市唐房6-4948-9	0955-74-3021	水産物関係、水産用医薬品、貝毒調査等
	有明水産振興センター	小城市芦刈町永田 2753-2	0952-66-2000	同上
	林業試験場	佐賀市大和町池上3408	0952-62-0054	林業に関する試験、研究、調査等
	〔国〕	農林水産省 九州農政局 佐賀地域センター	佐賀市栄町3-51	0952-23-3132

(注意) この連絡先は平成26年度のものであり、組織の改編等により名称や電話番号が変更になる場合があります。